

同一の配置予定技術者による重複申請に係る入札手続並びに
建設工事請負契約書及び契約約款の一部改正について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。県では、令和2年10月1日から施行される建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の一部改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））を受け、下記のとおり同一の配置予定技術者による重複申請に係る入札手続を定め、また、建設工事請負契約書及び契約約款の一部を改正したので、お知らせします。

記

第1 同一の配置予定技術者による重複申請に係る入札手続について

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者が2現場の兼務が可能となることを踏まえ、次のとおり入札手続を定めました。

1 対象工事

総合評価競争入札の方法により請負契約を締結しようとする建設工事

2 入札手続

開札後、落札候補者に対して、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置することができるかどうかについて確認した上で落札者を決定する。

確認は電話又はその場で行い、確認を行うのは落札候補者のみとする。

(1) 配置可能の場合

落札者として決定する。

ア 配置可能である旨の意思表示の書類は、不要とする。

(2) 配置不可能の場合

落札候補者の入札は、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札として無効とする。

ア 配置不可能である旨の意思表示の申出書（別添ひな形）を提出する。申出書は、原本ではなく、FAXで構わない。建設業者の代表者印は、不要とする。

イ 申出書を受理してから、当該落札候補者の入札を無効とする。

次に、次順位者に対し、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置することができるかどうかについて確認する。その後は、記第1の2の(1)又は(2)の手續を繰り返す。

(3) 低入札価格調査基準価格未満の入札の場合

開札後、当該入札者に対して、契約意思の有無及び配置予定技術者の配置の可否につ

いて確認する。

ア 契約の意思あり、かつ、配置可能の場合

低入札価格調査の手続を進める。

イ 契約の意思なし、かつ、配置可能の場合

契約意思なしで処理する。次に、次順位者に対し、記第1の2の(1)若しくは(2)又は(3)の手続を進める。

ウ 契約の意思あり又は意思なし、かつ、配置不可能の場合

配置不可能の場合に該当するので、当該意思表示の申出書を提出させた上で、入札を無効とする。次に、次順位者に対し、記第1の2の(1)若しくは(2)又は(3)の手続を進める。

3 適用

令和2年10月1日以後に公告を行う一般競争入札により締結する建設工事の請負契約について適用する。

4 留意事項

- (1) 開札後、落札候補者に対して、配置予定の監理技術者又は主任技術者を配置することができるかどうかについて確認するので、開札日には、当該意思表示を回答できるよう待機し、確認の連絡があった場合は、速やかに回答してください。
- (2) 落札決定後契約締結前までに、落札者が技術者を配置できないことが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すとともに、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止を行うことがあります。

第2 建設工事請負契約書及び契約約款の一部改正について

1 建設工事請負契約書

法第19条第1項第4号の規定により、受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならないこととされました。

このことから、建設工事請負契約書にその旨記載するよう改正しました。

2 契約約款

- (1) 法第26条第3項ただし書に、工事現場に設置する者として、監理技術者を補佐する者について規定されたため、この者を設置する場合は、この者の名前を発注者に通知することを定めました。（契約約款第10条関係）
- (2) 法第19条の5の規定により、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないことを定めました。（契約約款第20条の2関係）

3 施行期日等

- (1) 令和2年10月1日から施行する。
- (2) 改正後の建設工事請負契約書及び契約約款の規定は、令和2年10月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

4 留意事項

- (1) 県の建設工事請負契約において、工事を施工しない日又は時間帯の定めをする場合とは、「週休2日確保工事」のうち「発注者指定型」に該当する場合です。

「週休2日確保工事」のうち「受注者希望型」及び週休2日確保工事の対象としない工事は、工事を施工しない日又は時間帯の定めをしない場合に該当します。

「週休2日確保工事」に該当するかどうか、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の選択については、特記仕様書（土木工事関係）又は現場説明書（営繕工事関係）に定めます。

工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無を契約書に記載する方法は、下記の例のとおりです。

ア 契約締結時

(例1) 工事を施工しない日	別冊特記仕様書第2条の1の2のとおり 又は 別冊現場説明書1の(3)のとおり
工事を施工しない時間帯	
(例2) 工事を施工しない日	毎週土曜日及び日曜日
工事を施工しない時間帯	定めなし
(例3) 工事を施工しない日	
工事を施工しない時間帯	定めなし

イ 変更契約締結時

上記アの例2のように定めた日に変更があった場合は、変更日を記載します。

- (1) 工事を施工しない日 每週月曜日及び火曜日
工事を施工しない時間帯 定めなし
- (2) 監理技術者を専任で配置しなければならない工事現場において、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で配置する場合は、当該監理技術者の専任が解除され、2現場を限度に兼務することが認められることから、契約約款の削除条項に留意してください。

ア 当初契約締結時に非専任の監理技術者及び専任の監理技術者補佐を配置する場合は、契約約款第10条第1項第2号の「(専任の)」を削除することになります。

イ 当初契約締結時に専任の監理技術者を配置した後、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で配置することとした場合は、変更契約が必要となり、契約約款第10条第1項第2号の「(専任の)」を削除することになります。